

議第38号

檀原市立学校、幼稚園設置条例の一部改正について

檀原市立学校、幼稚園設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市立学校、幼稚園設置条例の一部を改正する条例

檀原市立学校、幼稚園設置条例（昭和39年檀原市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
真菅幼稚園	檀原市曾我町813番地	真菅幼稚園	檀原市曾我町813番地
真菅北幼稚園	檀原市大垣町227番地		
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理由 檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画に基づき、公立幼稚園の再編を行うため、所要の改正を行うもの